

実証対象技術の選定方法について

1. 申請技術の審査

環境省が実証する技術を選定するために、技術実証運営・調査機関は申請された技術について申請書類の確認、文献調査、実証申請者へのヒアリング等を通じて必要となる情報の収集等の技術調査を行う。その後、環境省は有識者から構成される技術調査検討会の審議内容を踏まえ、以下の観点から、実証の対象とする技術（実証対象技術）を選定する。

（1）形式的要件

- 申請技術が環境技術に該当するか
- 申請技術の性能を定量的に示すことができるか
- 申請技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- 申請内容に不備は無いか
- 商業化段階にある技術か

（2）実証可能性

- 実証計画が適切に策定可能であるか
- 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか

（3）環境保全効果等

- 申請技術が環境を改善または保全する効果があるか
- 副次的な環境問題等が生じないか
- 高い環境保全または改善効果が見込めるか
- 先進的な技術であるか

2. 選定された技術に関する情報の公開等

環境省は、選定された全ての実証対象技術の概要（実証申請者名、技術開発企業名、実証対象製品名、実証対象製品の型番、技術に関する概要等）を公開する。また、技術実証運営・調査機関は、実証対象技術の選定結果を当該技術の申請者に通知する。なお、選定の結果、当該技術を実証対象技術としないこととした場合には、当該申請者へその旨を通知し、理由を明示するものとする。

3. その他

実証対象技術の実証は原則、単年度の実施とするが、実証に期間を要する技術については、複数年度の実施も可能とする。また、1.（3）については点数による評価を行い、環境技術実証事業の予算的制約等を踏まえ、採択する技術を選定する必要性が生じた場合には、本点数評価の結果を以って、申請技術の採択を決定する。